

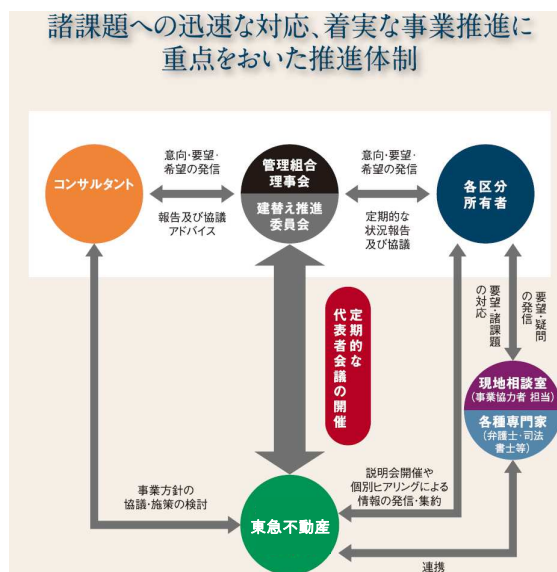
3. 耐震化支援手法の特色

企業連携により、マンション建替えの企画・検討、管理組合の合意形成、仮移転先の確保、工事コストマネジメント、工事品質管理から事業完了までを総合的に支援
(主な連携先企業：当社グループのマンション管理会社・不動産流通会社、マンション建替え専門コンサルタントなど)

4. 耐震化手法の検討から事業実施に至るまで支援できる業務の種類

- ① マンション建替えに向けた基礎的検討の支援
(マンションの現状調査支援、所有者の意向調査及び説明会資料の作成など)
- ② マンション建替えに向けた構想の具体化支援
(建替え構想の作成、事業収支の検討、他地区事例見学会の実施など)
- ③ 建替え決議に向けての支援
(同意取得への協力、区分所有者個別面談の実施協力、基本計画及び事業収支計画の作成、参加組合員選定までの必要資金の立て替えなど)
- ④ 事業実施の支援
(実施設計及び工事施工者の選定、工事監理、転出及び仮移転先の調整など)

▼推進体制イメージ



5. 企業コンプライアンスとして定め公表している事項 (事業者グループの場合は構成員も記入ください)

公表場所：<http://www.tokyu-land.co.jp/company/about/compliance.html>

- ① 行動基準の制定
- ② 行動基準の具体的マニュアル「東急不動産 コンプライアンス・マニュアル」の策定
- ③ コンプライアンス研修による全役員・従業員に対する周知・徹底
- ④ 「コンプライアンス・ヘルプライン窓口」の設置 (違反行為の早期発見と是正)
- ⑤ 「コンプライアンス・アンケート」の毎年の実施 (コンプライアンス課題の把握)

6. 管理組合との業務委託の契約、覚書、協定書等の締結にあたり、法令遵守、個人情報保護及び苦情等の対応について記載する事項 (事業者グループの場合は構成員も記入ください)

○守秘義務

1. 当社は、本契約の内容及び本契約に関連して得られた情報を正当な事由なく第三者に漏洩してはならない。ただし、法令等により開示義務を負う場合、司法機関、行政機関等から開示要求を受けた場合、及び外部の弁護士、公認会計士その他の専門家に開示する必要がある場合はこの限りではない。
2. 当社が前項に違反し、よって各相手方に損害を与えた場合には、その損害を賠償しなければならない。

○協議事項

本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じた事項については、民法その他の法令に従い、双方で誠意をもって協議し、決定する。